

貸借対照表

平成28年03月31日現在

法人：社会福祉法人 昭島市社会福祉事業団
事業：法人全体1 / 3
(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	51,479,320	0	51,479,320	流動負債	12,478,922	0	12,478,922
現金預金	51,392,870	0	51,392,870	事業未払金	10,607,743	0	10,607,743
事業未収金	86,450	0	86,450	職員預り金	1,871,179	0	1,871,179
未収金	0	0	0	負債の部合計	12,478,922	0	12,478,922
仮払金	0	0	0				
固定資産	3,812,640	3,000,000	812,640	純資産の部			
基本財産	3,000,000	3,000,000	0	基本金	3,000,000	3,000,000	0
定期預金	3,000,000	3,000,000	0	国庫補助金等特別積立金	812,640	0	812,640
その他の固定資産	812,640	0	812,640	次期繰越活動増減差額	39,000,398	0	39,000,398
車両運搬具	804,580	0	804,580	(うち当期活動増減差額)	39,000,398	0	39,000,398
その他の固定資産	8,060	0	8,060	純資産の部合計	42,813,038	3,000,000	39,813,038
資産の部合計	55,291,960	3,000,000	52,291,960	負債及び純資産の部合計	55,291,960	3,000,000	52,291,960

財務諸表に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象なし。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品等 - 定額法
- ・ソフトウェア - 定額法

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 - 職員の退職に備えるため、期末時点での要支給額を見積り、退職給付引当金に計上する。ただし、平成28年3月31日現在において該当なし。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

平成28年3月31日現在においては該当なし。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成を省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人では、拠点区分が一つであるため、作成を省略している。
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 昭島市学童保育事業拠点区分(社会福祉事業)
「法人本部」
「学童保育事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
投資有価証券	0	0	0	0
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	0	0	0
建物	0	0	0
構築物	0	0	0
機械及び装置	0	0	0
車両運搬具	1,043,780	239,200	804,580

器具及び備品	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
合 計	1,043,780	239,200	804,580

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

法人設立時における昭島市からの出資金3,000,000円を定期預金に預け入れ、基本財産としている